

竹林バンク制度における竹林使用に関する覚書

事業者 \_\_\_\_\_ (以下「甲」という。) 及び竹林提供者 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) は、甲が乙の所有する竹林において行う活動について、次のとおり竹林使用に関する覚書を締結する。

第1条 (本覚書)

1 乙は甲に対して、本件竹林を、以下の条件で使用させることとし、甲はこれを借り受ける。

(1) 対象物件

竹林の所在地	地番	備考

(2) 使用目的

区分	内容	備考
竹林整備活動	・全伐 ・間伐 ・筍採集 ・その他 ( )	
地域交流活動	・イベント開催 ・その他 ( )	
その他		

(3) 覚書期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

(4) 有償で竹林の利用を認める場合の金額：

\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_ 円

2 前項の定めにかかわらず、乙は\_\_\_\_カ月の予告期間において、本覚書を解約することができる。

## 第2条 (善管注意義務)

甲は、本件竹林を使用するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって維持管理に当たらなければならない。

## 第3条 (費用負担)

甲及び乙は、本件竹林についての整備及び租税公課の負担を協議して定めるものとする。以下に負担の内容を示す。

甲の負担：

乙の負担：

## 第4条 (免責・覚書の失効)

- 1 天災、地変その他の不可抗力により、甲が活動することができなくなったことによつて乙が被った損害については、甲は何らの責任を負わないものとする。
- 2 本件竹林が滅失したときは、本覚書は、その効力を失うものとする。

## 第5条 (禁止事項)

甲は、以下の行為をするときは、あらかじめ乙の書面による承諾を得なければならない。

- 1 本件竹林の使用権の譲渡、又は、本件竹林を転貸しようとするとき
- 2 本件竹林の形状を変更するとき
- 3 以下に示す、協議の結果、別途で注意を要すると判断された行為

注意を要する行為の内容：

## 第6条 (解除)

甲が以下のいずれかに該当したときは、乙は直ちに何らの催告を要さず、本覚書を解除することができる。

- 1 甲が、乙の許可なく本件土地の使用目的とは異なる活動をしたとき
- 2 その他、本覚書の各条項への違反や、ハラスメント行為など、甲乙の信頼関係を破壊したとき

第7条（原状回復義務）

甲は、本活動が終了したときは、本件竹林に関して、協議により定めた復元作業を行った上で乙に返還しなければならない。復元作業の内容を以下に示す。

復元作業の内容：

（例：活動終了時に、活動中改変した地形を活動前の状態に戻す。持ち込んだ重機や道具を引き取り竹林外へ搬出する等。）

第8条（協議事項）

本覚書に定めがない事項が生じたときや、本覚書条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

第9条（その他の事項）

第8条に定める、甲乙間に生じた疑義に、北九州市は関与しない。

以上のとおり、相互の約束事が成立したので、本覚書を2通作成し、各自署名押印の上、各1通を保有する。

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

甲) 住所

\_\_\_\_\_

氏名

\_\_\_\_\_

印

乙) 住所

\_\_\_\_\_

氏名

\_\_\_\_\_

印